

て履修した授業科目について修得した単位を、本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、10 単位を超えないものとし、修士課程の修了に必要な単位として認定することができる。

(入学前の既修得単位等の認定)

第 24 条 教育上有益と認めるときは、学生が本学大学院に入学する前に、大学院において履修した授業科目について修得した単位（大学院科目等履修生により修得した単位を含む。）を、本学大学院に入学した後の本学大学院における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

- 2 前項の規定により修得したものとみなすことのできる単位数は、10 単位を超えないものとし、修士課程の修了に必要な単位として認定することができる。

(他大学院等における研究)

第 25 条 教育研究上有益と認めるときは、他の大学院又は研究所等との協議により、学生が当該他大学院等において必要な研究指導を受けることを認めることができる。

ただし、修士課程の学生について認める場合には、研究指導を受ける期間は、1 年を超えないものとする。

第 6 章 修了

(修士課程の修了要件)

第 26 条 修士課程の修了要件は、当該課程に 2 年以上在学し、32 単位以上を修得し、かつ必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

ただし、在学期間に関しては、優れた業績を上げた者については、当該課程に 1 年以上在学すれば足りるものとする。

(博士後期課程の修了要件)

第 27 条 博士後期課程の修了要件は、当該課程に 3 年以上在学し、外国語能力について別に定める要件を満たすとともに、個別履修プログラムを完了し、かつ必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格することとする。

- 2 前項の規定にかかわらず、在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、次の各号に掲げる期間を含め、3 年以上在学すれば足りるものとする。

(1) 修士課程又は博士前期課程に標準修業年限以上在学し、修了した者にあつては 2 年

(2) 修士課程又は博士前期課程を 2 年未満の在学期間をもって修了した者にあつては当該在学期間

- 3 第 1 項の規定にかかわらず、第 13 条第 2 項第 2 号、第 3 号又は第 4 号の規定による入学資格をもって入学した者の在学期間に関しては、特に優れた研究業績を上げた者については、1 年以上在学すれば足りるものとする。

(最終試験)

第 28 条 修士課程の最終試験は、修士論文（第 26 条第 2 項に規定する特定の課題についての研究の成果を含む。）を提出した者に対して行うものとする。

- 2 博士後期課程の最終試験は、博士論文を提出した者に対して行うものとする。

(課程修了の認定)

第 29 条 修士課程又は博士後期課程の修了の認定は、大学院教授会の審議を経て、学長が行う。

(学位の授与)

第 30 条 修士課程又は博士後期課程を修了した者には、本学学位規定の定めるところにより、次の学位を授与する。

- (1) 修士課程 修士 (工学)
- (2) 博士後期課程 博士 (工学)
 - 2 前項に定める者のほか、博士の学位は、本学大学院の行う博士論文の審査に合格し、かつ、本学大学院の博士後期課程を修了した者と同等以上の学力を有することを確認された者にも授与することができる。
 - 3 その他学位に関し、必要な事項は別に定める。

第 7 章 休学，転学，留学及び退学等

(休学)

第 31 条 疾病，その他特別の理由により修学することができない者は、休学願にその事実を証明する書類を添えて提出し、大学院教授会の審議を経たうえ、学長の許可を得て休学することができる。ただし、次の (1) の場合は証明書類の提出を必要としない。

- (1) 家庭の事情，あるいは入学後の経済上の変化により学資の調達を図る必要のあるもの。
- (2) 本学で認める海外インターンシップ等の海外研修によるもの。
- (3) その他，修学指導上本学が特に認めたもの。
 - 2 疾病のため修学が適当でないと認められる者については、学長は休学を命ずることができる。

(休学期間)

第 32 条 休学期間は、1 年以内とする。

ただし、特別の理由がある場合は、1 年を限度として、学長が休学期間の延長を認めることができる。

- 2 休学期間は、通算して 2 年を超えることができない。
- 3 休学期間は、修業年限及び在学年限に算入しない。

(復学)

第 33 条 休学期間中に、その理由が消滅したときは、学長の許可を得て復学することができる。

- 2 疾病により休学した者は、学校医の診断書を提出しなければならない。

(転学)

第 34 条 他の大学院へ、入学又は転入学を志願する者は、学長に願い出て、その許可を得なければならない。

(留学)

第 35 条 外国の大学院で学修することを志願する者は、学長に願い出て、その許可を得なければならない。